

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和元年9月26日（木）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

- 2 区制度の検討について
 - (1) 要望資料について
 - (2) 当局提出資料について

14:15

2 区制度の検討について

(1) 要望資料について

◎結論

総務部次長（人事課長）、企画調整部参事（情報政策課長）、企画調整部次長（企画課長）から、委員からの要望資料について説明があり、これを聞きおきました。

◎発言内容

○高林修委員長 次に、協議事項2、区制度の検討についてですが、要望した資料が当局から提出されました。まずは、資料1、合併以降の組織改正について当局から説明をしてください。

○総務部次長（人事課長） それでは、資料1ですが、これは合併以降の組織改正の主なものについてトピック的なものを拾い上げています。A4横の資料はもう少し詳しいものです。

A4縦の資料については、年度、トピックの内容、組織改正がどのような形で行われたかという分類になっており、分類のところは、本庁の中で組織改正をしたもの、区役所の中でのもの、区役所から本庁への矢印は本庁へ業務を集約したもの、最後に、本庁から区役所の業務として扱うようになったものという形で分類し、それぞれのトピックがどこに該当するのかを丸印で示したものです。これは概括的にごらんいただければと思います。

続きまして、A4横の資料で、少し部門別に組織の変遷についてごらんください。表の見方ですが、一番左端、分野ですが、関連する組織のありようを、その時点を捉えて示しています。年月は、その分野に関する組織の改正、改変を行った時点を示しています。横の欄は、旧合併市町村、それから区がどのようになったかということ示しています。凡例ですけれども、黒地に白抜き文字については、本庁の組織の業務として整理したもの、逆に白地に黒い文字で書いてあるものについては、区役所が所管する事務事業として組織を置いたものです。文字の凡例についてはごらんとおりです。

では、少し中身について触れさせていただきます。

まず、平成17年7月の12市町村合併の時点で、12の総合事務所が設置されました。その後、平成19年

4月に政令指定都市へ移行したということです。

組織の再編の主な内容です。まず、表の中で示しているものではありませんけれども、本庁組織の見直しということで、平成23年7月に本庁の部の再編をしています。具体的には、改正前15ありました部局について、5部減らして10部に再編したというものです。

続きまして、区役所から本庁へ事務を集約したものについて、少しかいつまんで説明させていただきます。3ページの保健所（公衆衛生・保健予防）という分野ですが、平成19年から平成21年にかけて、保健所と4つの支所について保健所と浜北支所へ集約をしたものです。もともとは、西、北、浜北、天竜区に保健衛生課が設置されており、ここで保健所の支所を兼ねていましたが、平成21年4月時点で保健所と保健所の浜北支所の2カ所に集約をしたというものです。

続いて、5ページでは商工業・観光の分野で、平成19年から平成22年4月に区役所の産業業務について、本庁への集約を行っています。区役所にあった産業振興課、中区、東区、南区については区振興課で実施をしていました商工業、観光、それから農林業の業務について、本庁へ集約をしたというものをここで示しています。

8ページの土木部門の平成20年から平成23年7月です。これは、先期の特別委員会の中でも説明したところですが、区役所の土木事務について本庁集約を図ったというものを示しています。区役所のまちづくり課で実施をしていました見積もり工事未満の土木工事事務について、本庁の土木整備事務所へ集約したものです。

次に、本庁から区役所へ事務を分散したものの例として、4ページ、分野でいいますと、健康づくりの分野です。この平成20年、平成21年、平成22年をごらんください。中区、東区、南区に、健康づくり課を設置したものです。政令市移行時点においては、中区、東区、南区について、保健所で行っていたものですが、市民の皆様にも、より身近なサービスを身近な区役所で行うといった趣旨のもと、全ての区において名称も変更し、健康づくり課をそれぞれに置いたというものをここで示しています。

○高林修委員長 この資料請求したのは、私ですが、今後、組織が変わったときには、これに加えていってもらえれば非常に見やすいかなと思っています。この資料について質疑・意見がありますか。

[質疑・意見なし]

○高林修委員長 それでは、資料1については終わります。

次に、資料2、定員適正化計画の実施状況について、当局から説明してください。

○総務部次長（人事課長） 委員長に指摘いただいたとおり、この資料1は追加をしながら今後の区再編のあり方の議論の資料として使っていきたいと思えます。

続きまして、資料2、定員適正化計画の実施状況ですが、けれども、定員適正化計画を平成18年度以降、3期にわたって実施しているところで、本年度はその3期目の最終年度に当たるということです。

資料については、それぞれ第1期として平成18年度から平成22年度まで、第2期として平成23年度から平成27年度まで、それから第3期として平成28年度から令和2年度まで、これは各年度4月1日までということになりますけれども、それぞれの実績を、また今期においては、最終年度の計画値を入れており、増減内訳ということで主な内容を示しているものです。

それから、2ページ目ですが、政令指定都市移行後の部局別の職員数の変遷について、平成19年4月1日と本年度、平成31年4月1日のところで比較した表です。それぞれ定数と非正規職員等で示せるものについて、資料としております。平成19年4月1日と平成31年4月1日を比較し、少し大き目に増減の出ているものについて説明させていただきたいと思えます。なお、資料1で説明しましたとおり、こ

の間も部局が15部から10部に減っているといったようなことがありましたので、部局の並びについては、平成19年当時と現在とでは違っていますけれども、ほぼ横並びでござんいただければと思います。例えば、平成19年4月1日の上から5つ目、社会福祉部と健康医療部というところを横へ見ていただいて、平成31年、健康福祉部の下が空欄になっています。ここは平成19年4月1日に社会福祉部と健康医療部が健康福祉部として統合されているといったようなことで、以下の部局についても、それと同様にござんいただければと思います。上から3つ目の財務部については、定数が204から322にふえています。これについては、資料1のほうで少し触れましたけれども、平成24年9月ごろに税務部門の集約を図っています。また、税務組織の改正等といったことがあり、区から本庁の部局へ人数が動いてふえています。それから、部局のところで、本庁の下から2番目の土木部についても、職員がふえているという形で示しています。これも先ほど資料1でお話ししたような土木業務の集約化ということで、区役所業務を本庁業務に集約を図っているということの中で、本庁機能の部局のところに人数がふえているといったような状況です。また、反対に減ったものとして上下水道部があります。ここが若干人数が減っているということですが、これについては、西遠浄化センターの委託ですとか、維持管理の業務等について委託化が進められているといったようなことが、効果としてあらわれているということです。なお、その下の教育委員会ですが、平成19年のときに定数が984人、それが平成31年では368人ということで、かなり人数的に減っているわけですが、このうちの600人ぐらい減っている中の半分については、幼稚園関係の業務をこども家庭部のほうに移管しているということです。部局の上から7番目にこども家庭部がありまして、ここが平成19年から平成31年に300人ほどふえている数字が出ていますけれども、これは教育委員会から幼稚園関係業務がこども家庭部に移管されたというふうにごらんいただきたいと思います。教育委員会の残りの約300人については、用務業務、給食調理業務について委託化をかなり積極的に進めておりまして、そうした関係で正規の人数が減っているというところですが、

なお、表の真ん中あたりに、各区の状況を示しています。各区については、数字の大きい小さいはありますけれども、減少しているということで示しています。これらは、これまで区の業務を本庁業務に集約を図っているといった取り組みを多くやってきた関係で、先ほど申し上げた税務部門、土木業務、ほかのところでは環境保全業務なども集約を図っています。そうした関係でマイナスということです。なお、資料1の最後のところで少し申し上げましたけれども、減るばかりではなく、中区、東区、南区等について、健康づくり課の新設に伴い、人数はふえております。ただ、集約による人数的な効果が大きいものですから、トータルしますとマイナスという状況ですが、細かく見れば、そういった増の取り組みも図っているといったものがあります。

○高林修委員長 この平成19年と平成31年の比較で、再任用職員と臨時職員について説明してもらえますか。

○総務部次長（人事課長） 再任用職員については、制度が始まったのが平成20年以降ということで、平成19年当時はまだ再任用職員という区分がないということです。臨時職員については、平成19年4月1日当時は、臨時職員の任用等について、各区のほうで任用、採用等の事務を行っていたので、人事課では手元に集計できる資料がないということです。本市の場合ですと、産育休の代替として長期に任用する臨時職員がいるのですが、大半は一月単位かつ隔月で任用している臨時職員が多く、そういった意味では、どの時点を捉えて人数を把握するのが集計上難しいということがあります。したがって、平成31年4月1日の臨時職員で計上しているのは、4月1日時点で任用の実績がある職員だけを拾い上げているということです。臨時職員は、現在は人事課のほうで登録制で人員を確保していますの

で、実際の登録の人数は相当数ございますけれども、それぞれが各部局、各所管課の必要性に応じて採用したりしなかったり、それが隔月で行われているというところがあるので、何人いるかということになると、集計しづらいところがありますので、4月1日現在の状況で示しているということでしたら承いただけます。

○高林修委員長 資料2についても私のほうから要望したのですが、定員適正化計画については、最初の1枚でコンパクトにまとめていただいたということで、2枚目については、1枚目と関連して見ていただければ、それこそ本当に数字は物語るというところがあると思っています。

これについて質疑・意見はありますか。

○太田康隆委員 いつも定員適正化と職員の異動の関係が非常にわかりにくくなるのですが、表の見方として、4月1日の職員数で比較していますよね。例えば平成30年度に退職者があったとすると、退職の期日は3月31日ですよね。だから平成30年度の期中には、例えばここでいう5182人よりも多かった。4月1日の比較でいくと、その退職者がいなくなって4月1日時点での人数になり、4月1日で比較していけば比較できる、そういうことでよろしいですよね。

○総務部次長（人事課長） おっしゃるとおりです。4月1日現在は、逆に新規採用の職員が入ってきますので、そこら辺もプラスマイナスがあつてということになります。

○高林修委員長 次に、資料3、情報通信技術（ICT）の活用について、当局から説明してください。

○企画調整部参事（情報政策課長） 資料3と書かれているA4表裏1枚、そして別紙1、浜松市情報化基本方針、別紙2、導入状況における個別事業の詳細について提出させていただきます。なお、A4表裏の資料で説明させていただきます。

それではまず、この取り組みに至る背景ですけれども、いわゆる人口減少に伴います生産年齢人口の減少、あわせてAI・IoTなど情報革新の到来、いわゆる社会環境が大きく変化してきている状況を踏まえて、市民サービスの向上ですとか、業務の効率化を図るためAIやRPA等の先進技術の積極的な活用が求められているということです。

2、目的ですけれども、現状の業務フローや課題を把握し最も適切な実行手段を検討する中で、新しいICTの効果や可能性を探りつつ最大限活用していくということを目的に、以下に示しますICT導入フローというものもつくり、基本的にはやはりICTの導入を目的としないようにしっかりと業務を見直しする中で、最適な手段を見ていきたいと思いますというような考え方が大もとです。

続いて、3、推進体制ということで、活用に向けてどのような体制をとってきているかです。

まず、（1）浜松市情報化基本方針をここの2月に策定いたしました。中身については、ICT利活用の基本的な方向性や考え方を庁内に示した方針という形で策定したものです。その後、（2）4月に、AI・RPA等先進技術導入促進プロジェクトチームを設置しています。こちらについては、昨年10月に庁内プロジェクトチームを立ち上げていますが、そちらをベースとした構成で、情報政策課が事務局となり、必要な課に集まっていたいて、今現在、活動をしているということです。主な取り組み、特に今年度取り組んでいることは、RPAの導入の支援ですとか、AI等先進技術の利活用の促進、また職員の研修のところを重点的に取り組んでいるという状況です。

4、事業内容ということで、特に当課のほうで予算を立てて取り組んでいる主なものを2点ほど掲載させていただきました。

まず、（1）AI・RPA等先進技術導入促進事業を立ち上げました。その中で、まず、①として、

ウェブ会議システムの拡充ということで、基本的には本庁、区役所にタブレットを置くことで移動時間の削減ですとか、業務効率化の向上というものを図っていくというものです。続いて、②定形・定例の業務自動化（RPAの導入）ですけれども、こちらは昨年度実証実験をした結果、効果が見込めるということで、対象業務を順次拡大しながら進めているところです。そして、③本格導入に向けたAI等の実証実験ということで、他市事例なども収集また分析、所管課への周知や各課の相談を受けまして、費用負担も含めて私どものほうで見守りの中で、より有効的な手段がある場合には、実証実験のほうも積極的にやっていくというためのものです。そして、④職員向けのセミナーの開催ということで、これまでに5月に実証実験の事例紹介、記載はありませんが、8月にはRPAの操作研修等も開催しています。今後もさまざまなセミナーを開催する中で、周知していきたいという考えです。

そして、（2）自治体行政スマートプロジェクト事業に取り組んでいます。

こちらについては、浜松市と相模原市、岡山市の3政令指定都市で検討グループをつくり、外国人の転入手続の業務について、ICTを活用した標準的かつ効率的な業務プロセスの構築を目指すというもので、現在は業務調査分析をやっておりまして、今後、自治体間比較、最終的には、実証実験を踏まえて取りまとめを今年度中にしていくというような予定です。

そして、5、導入状況ということで。

こちらについては、平成30年度以降に実証実験または導入した業務を掲載したもので、取り組みの分野、導入の目的に応じ、どのくらい件数があるかを示したものです。詳細は別紙をごらんいただければと思いますけれども、ポイントだけ申し上げます。今現在、実証実験を行っているのが12件、最終的に導入までいっているものが18件ということで、これは導入を見込んでいるものも含めますけれども、現在、そのような状況で進めているということです。

そして、6、今後、検討する取り組みですが、現在はAI・RPA等の新しいICTの利活用の促進ということに注力していますが、今後は無線通信技術を活用した出張サービスですとか、行政手続等のオンライン化、また市の保有するデータのオープンデータ化、こちらのほうにも順次取り組みを拡大して進めていきたいという考えです。

○高林修委員長 当局の説明が終わりました。

この資料要求は岩田委員ですが、まず岩田委員のほうから御発言願えますか。

○岩田邦泰委員 1の背景の3番目に、市民サービス向上や業務効率を図るというのが書いてあって、5の導入状況を見ると市民サービス向上と業務効率化それぞれの今の状況の表も入っています。別紙2を見させていただきましたが、どうしても業務効率化のほうがメインになっていて、初めに書いてある市民サービスの向上という部分でのITの活用というのがいまいち見えてこないところがあります。やはり直接住民の方々に利便性——こういうふうに変わっていくんだよというものがわかるような事例であるとか、計画の一部みたいなものを……。6の今後、検討する取り組みというところもちょっとほわっとした状態なものですから、ここを例えば無線通信を利用してこんなサービスが計画されているとか、そういったところまで踏み込んだものを追加していただけたらうれしい。

あとは、今のお話を聞いていても、ちょっと専門用語が多過ぎて、例えばインターネットで委員会を視聴されている市民の方々がRPAって何だという話になってしまうと思うんですよ。だから、資料をつくる時には、住民の皆様にもわかるように、ぜひかみ砕いたものにしていただけたらありがたいというふうに思いました。RPAは私もこの言葉は何だっけと思って勉強しましたがけれども、今後、ちょっと追加をお願いできればと思います。

○高林修委員長 当局として、多少修正をかけられるものなのでしょうか。

○企画調整部参事（情報政策課長） まず、今の進みぐあいを簡単に申し上げますと、情報化基本方針をつくった中で、3つのビジョンを設けています。別紙1に書いてあるように、基本的には、組織価値の向上というところをメインに進めたものですから、先ほど岩田委員がおっしゃったとおり、どうしても事務改善がメインという形で今取り組んでいるのは正直なところですが、先ほど言ったように、行政サービスの価値の向上というところでは、まだ正直これから細かなところは詰めていくことがありますので、なかなか岩田委員の思う形にまで近づくかわかりませんが、今こちら側が描いている、持っている具体例があれば示していきたいというふうには考えています。

○岩田邦泰委員 やはり住民サービスが落ちてはいけないという、それに対しての心配をされている方が多いということも非常に感じますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○高林修委員長 それでは、次に資料4、事務分掌条例制定の状況について、当局から説明してください。

○総務部次長（人事課長） こちらについては、8月16日の特別委員会で、京都市等では区長の権限が強化されているといった御意見があり、その中で要求されたものと理解しています。

区長の権限は、事務分掌の条例なり規則でござんいただくのが一番わかりやすいのかなということで、こういった資料を用意させていただきました。総務省が行いました平成30年度政令指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査というものがあまして、その調査結果をもとにしたものです。まず、条例名の横、条例に規定されている分掌事項という欄は、それぞれ各都市の事務分掌条例の規定文をそのまま載せているというふうに御理解いただければと思います。その一番右側の具体的な事務の例ですが、これについては、まさにここが調査の一番肝という話になるわけですが、実際、この書きぶりについては特段、指定がなかったといったような関係で、各都市が任意に書いています。したがって、その内容の質とか、量については、まちまちですので、その点は御了承いただければと思います。なお、資料は平成30年8月1日現在の状況で整理したものです。表中、アンダーラインを引いたものは、表の上段の米印で示しているように、本市の区が所掌していない事務を示しています。要するに、他都市では区の業務として行っているけれども、現状、浜松市においては本庁の業務として取り扱っているものというふうに、資料上、あくまでも事務局サイドで読み取った内容です。

○高林修委員長 これについては、酒井委員からの要求資料ですが、御発言はありますか。

○酒井豊実委員 出典については、総務省の平成30年度の調査結果ということですが、これは恐らくホームページ上にあるか、あるいは担当課のほうにあるかということだと思いますので、またそれもちよっと調べさせていただきたい。全体的にざらっと見ながら、いろいろ想像をめぐらせて、なかなか具体的ところがわかりにくいし、浜松市に至っては4項目で、非常に簡便に書いてあるだけです。例えば新潟市との比較なども重要に思っておりますので、それについては、個人的にも精査しながら、深めるようなものをやる必要があるかなと思いました。

それから、区長権限ということの議論が京都市などでも起こってしまっていて、それも京都市の議員からつい最近聞いた内容もあります。浜松市では区の再編と言っておりますけれども、その区制の見直しについて、それぞれの政令指定都市で個別の議論だとか、検討——これを外郭的な組織もつくって、諮問機関もつくってやっているところ、あるいは結論が出たところ、そういうところも間々あると思いますので、それについても、やっぱり把握していく必要があると思っております。当局でやっていただけるのか、あるいは独自にでも追求したいと思ってお見せさせていただきました。

○高林修委員長 酒井委員、それは追加要求ということになりますか。

○酒井豊実委員 総務省の調査に政令指定都市制度の見直しというような文言がありますので、総務省が狙っている見直しとは何ぞやに基づいた各政令指定都市での、浜松市でいうところの区制の検討とていいですか、それについてはどういう状況なのかというところがわかるとありがたいと思います。

○総務部次長（人事課長） この調査の結果については、企画課のほうで資料を保管しているということですので、全体のもはごらんいただけるのではないかと思います。この回答そのものは、企画課で取りまとめをやっていただいています。

○太田康隆委員 この出典のところですが、指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果と書いてあります。総務省が平成30年度に政令指定都市の人口であるとか、区の数であるとか、実態調査をやりました。その資料は総務省がきちんと出しています。そのときの表現では、指定都市の見直しという言葉を使っていないと思ったんですよ。前期の行財政改革・大都市制度調査特別委員会のときに、同じような資料が出てきたのだけれども、こういう表現ではなくて、指定都市の実態調査なので、この言葉ではなかった。当局から出てきた言葉がその言葉だったなと思って、ちょっと違和感を持っていた記憶があるので、ぜひもう一回調べてください。見直しという表現ではなかったと思います。

○企画調整部次長（企画課長） 今、ホームページの写しがあるのですが、そこではこういう書き方です。

○太田康隆委員 見直しですか。

○企画調整部次長（企画課長） そうなっています。

○高林修委員長 平成30年8月1日ということですね。

○企画調整部次長（企画課長） はい。

○太田康隆委員 もう一回ちょっと確認しましょう。

○高林修委員長 それでは、次に資料5、外部団体との協定等一覧について、当局から説明してください。

○企画調整部次長（企画課長） 協定について調査を行い、まとめさせていただいたものです。こちらは、本年9月1日時点での資料です。

地方創生から災害まで、こうした分類ごとに整理させていただき、合計で351件の協定があるというものです。中でもほぼ半分ぐらいが災害で、162件の協定が結ばれているという状況です。

表の見方ですが、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、地方創生の関係ですが、こちらは12件で、1つ目はイオンとの包括連携協定ということで、締結日が平成23年12月、協定等の概要については、①から⑨まで協定の内容がありまして、担当しているのは企画課です。このように順次記載したものです。また、別紙でイオンとの包括提携協定の協定書の写しをつけております。参考にごらんいただきたいと思いますが、第1条の目的ということで、1行目後半から、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、浜松市の一層の地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とするとあります。こうした目的で結んだもので、第2条、連携事項等というところで、（1）地域WAONカードの活用に関する事、それから（2）「音楽の都・浜松」の推進に関する事等々連携事項をうたって、これに基づいた連携事業を行っているというものです。

○高林修委員長 これについては、松下委員の要求資料ですが、御発言をお願いします。

○松下正行委員 すごい数の協定を締結しているんだなというのを感じますし、所管課から相手先、

協定の概要まで全て網羅されていて、非常に貴重な資料かなというふうに思います。

確認ですが、1枚目の部門別を見ると、ほとんど網羅されていると思われるのですが、例えば観光の部分というのは、それぞれの部門の中に入っているということなのか、観光はちょっと違うということ扱いをしなかったのかということ、まず聞きたいと思います。

○企画調整部次長（企画課長） こちらの分類ですけれども、特に決まった分類で分けているというわけではなく、企画課のほうで便宜的なくくりとしてつくったものです。例えば観光ですと、11ページの42、43というところで、観光・シティプロモーション課が所管している項目に入っているということです。

○松下正行委員 もう一つ、この協定に関しては、予算が伴わないということで、多分常任委員会でも提示はないと思います。これだけの数の協定を結んでいて、議会のほうに今回多分初めて出た資料かなというふうに思っていますが、こういったことを出していただいたおかげで協定の全体像がわかると思うので、これからの議論の中でも、いろいろな民間、外部団体との協定を結んでいる中で、いろいろなことが推進されていくのかなというイメージがつかめるということで、非常にありがたい資料になると思いました。個人的には、外部団体と協定を結ぶことによって外部団体の協力を得ながら浜松市独自の事業を展開できると思いますし、浜松市全体の事業の中でどれだけ協定に絡んで推進されていくのかというのも、今後この進捗を見ながら議論の中でさまざま判断をさせていただきたいと思います。

私がどうしてこの協定の一覧を要求したかという、今後の区制度の検討の中で、先ほども定員適正化の話も出たとおり、人口減少に絡んで、まず人が減っていくということを前提に考えると、市の職員の数が減っていく中で、できる事業の幅は狭まっていく。そういうことを考えますと、民間ができることには民間でお願いしていくという姿勢の中で、いろいろな事業が展開されていく。官と民の役割分担というのも、こういう委員会の中で、この協定の進捗を見ながら議論できるのではないかなというふうに思ったので、要求させていただきました。実際には官民連携というのはこれだけではなくて、たしか政策的な提案というものもつくったというふうに思っておりますし、これから政策アドバイザーみたいな形で入ってくるということも聞きました。そういうものと連動して官民の役割分担をしながら、事業の展開、そして今後の浜松市職員の定員適正化、それから事業の展開の手法、先ほどのICTも含めて、人口が減少したときにどういうふうになっていくのかというところが非常に重要なことかなというふうに思ってこの資料を要求させていただきました。協定が非常に多く、資料にまとめ上げるのも非常に大変だったと思いますけれども、一応全貌が明らかになったというふうに私は感じていますので、これからこれをしっかり読み込みながら、その事業の推進もまた逐次教えていただければありがたいと思います。

○高林修委員長 今の松下委員の御発言については次回の委員会に譲るとして、資料1から5は終わりました。

なお、追加の資料請求については、今後も受け付けをいたします。ただし、これも前回お話ししたように、その取り扱いについては正副委員長に一任させていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは要望資料については、聞きおくことといたします。

15:07

(2) 当局提出資料について

◎結論

企画調整部次長（企画課長）から、政令指定都市への移行に伴う今後解決すべき主な課題について説明があり、これを聞きおきました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、続いて、当局から資料の提出がありましたので、資料6、政令指定都市への移行に伴う今後解決すべき主な課題について、当局から説明してください。

○企画調整部次長（企画課長） 先ほど説明もありましたけれども、政令市移行以降、組織の見直しなど順次進めてきたところですが、それでもなお今、課題として残っているもの、当局として考えているものについてまとめたものです。

まず、1の行政区の設置に関することです。

（1）として、選挙管理委員会の関係です。選挙管理委員会については、合併後、政令指定都市移行前までは旧市町村ごとに分室を置き、それぞれが事務を分担していたということです。それが政令指定都市移行後、行政区ごとに選挙管理委員会を設置しなければいけないということになっています。そうしたことから、選挙事務の執行に関することや選挙人名簿の調製、保管、こうした事務が7選管で発生しているということです。また、行政区ごとに明るい選挙推進協議会も置くことになっていまして、7選管の事務局事務が生じているということです。

続きまして、（2）区役所事務の関係です。1点目として、戸籍、住民基本台帳事務です。市民の利便性を高めるために、大半の手続については居住地の区に限定しない取り扱いとしているところですが、一方で、本籍地・居住地の区でしか手続できないものが残っているということです。また、居住区に限定しない取り扱いにすると、先ほど申しましたけれども、区ごとに届け出書の管理、保管、関係市町への届け出書の発送、こうした内部事務が発生しているということです。

次に、福祉関係事務です。こちらは福祉事務所の関係で、福祉事務所を区ごとに設置しているということです。そうしたことから、法令の規定・基準等に基づく全市均質なサービスを提供するための対応が必要になっているということです。また、保健師や栄養士等の専門職員を各区に分散配置しているということで問題が出てきている部分があるということです。代替職員の配置ですとか、OJTが困難な場合があるというようなことです。さらに、自立支援連絡会の関係で、こちらは各区の社会福祉課による運営、それから議題や参加者の重複が生じている、こういったこともあるということです。

（3）公共的団体の関係です。

1点目は、民生委員児童委員協議会です。こちらは、合併後、市民生委員児童委員協議会のもとに3支部を設置して行われてきたということです。それが政令指定都市移行後、区単位で民生委員児童委員協議会を設置したということで、組織の複雑化、運営事務の増につながっているということです。

次の保護司会についても、合併後、政令指定都市移行前までは7区域に設置されていたというものです。これが、政令指定都市移行後は区単位で保護司会を設置したということで、会議、研修会を実施することにより参加者の重複等が発生しているということです。

続きまして、（4）市民からの意見という観点です。

こちらは意見を聴く会等で出た意見を抜粋してまとめさせていただいたもので、まず1点目として、本庁と区役所の役割分担の関係です。本庁と区が対等な関係ではなく上下の関係、二層であるとの誤解が生じているということです。同じ市職員でありながら、区役所職員と本庁職員との意識の差異が見受けられるというような御意見。

それから、2つ目としては、行政区の権限の話です。合併前の旧市町村役場と比較し、職員が減って予算や権限が与えられていないというような市民意識、それから、行政区が特別地方公共団体である東京23区と同等の権限を有していると思っているというような誤解があるということです。

また、3点目、人為的なまちづくりの単位の形成ということです。人為的に7つの行政区を設置したことにより、行政区を単位としたまちづくりや区民意識の醸成に努めてきたところです。また、地域の代表として行政区ごとに市議会議員を選出すること、こうしたこともあり、一つの自治体としての意識を阻害しているのではないかという意見です。

最後に、2、市単独事業に関することです。静岡県単独事業のうち、指定都市が対象外となるものについては、一般財源によって、県内同等のサービス内容での事業を実施しなければいけないということで、参考として、子ども医療費助成とか、重度障害者医療費助成等があるということです。

○高林修委員長 委員の皆様申し上げます。来週から議会質問があったり決算特別委員会がありますので、きょうのところは、資料内容の不明点等の質疑にとどめていただきたいと思います。当局から答弁ができるのであれば、ある程度の質問は許したいと思います。次回の委員会において、この資料をもとに区制度のあり方についての議論を深めていきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

もう一つ、当局にお聞きしますが、委員側の追加の資料要求は認めますということで、もちろん裁量はこちらに任せてくださいということなのですが、当局側の追加資料が出る可能性はありますか。

○企画調整部長 特別委員会での議論、その内容や方向によっては、当局からも説明資料を提出させていただきたいということで御相談させていただきたいと思っております。

○高林修委員長 わかりました。

それでは、資料6について質疑・意見を求めます。何かございますか。

○太田康隆委員 次回もう一回議論させていただけるということなのでそちらにしますが、一つ、ぜひ、どこからという出典ですよ。例えば市民からの意見というところで、東京23区と同等の権限を有すると。それは普通に区と言えばそういう議論になりますけれども、その議論というのはもう議論すること自体おかしな話で、説明すればわかることです。それをここへ載せるというのがちょっとよくわかりません。要するに指定都市移行に伴って7つの区を置いたこと、あるいは浜松市が指定都市になったことで今後解決すべき課題があると、そういう意味でここにその課題を表現するならば、市民が言ったことであろうが、当局が考えていることであろうが、市長が考えていることであろうが、載せていただいてもいいけれども、ちょっと議論にならないようなことまで載せる必要はないと思うので、そこを整理して資料として出すのが当局ではないかと思っております。

それから、最後の市単独事業に関すること、例えば子ども医療費についても、全額市単でやるというのは——しかも今の制度で中学生まで含めて、入院通院含めて、未就学も——恐らく静岡県だけだと思いますよ。それは資料として子ども家庭部のほうからきちんと出ていまして、どここの県は県が4分の1負担しています、2分の1負担していますとか、それから大阪府については子ども医療費の助成について中学3年生までではなくて小学校6年生までですとか、そういう細かなことを押さえて議論しないと、何か誤解を与えるような議論になってしまいます。ですから、一般財源により、県事業と同等の市単独事業を実施しなければならなくなったというのは、これは静岡県の個別の話ですので、これも何を言いたいかわからない。そういうことも含めて出典を明らかに示して、もうちょっと高度な議論をしたいというふうに思います。

○企画調整部長 先ほど委員長から、議論は次回にということでしたけれども、今回この資料をお出しした際には、例えば定員の関係、それから組織の関係での資料要求がありました。それについては先ほど説明したとおりなのですけれども、この県西部の12市町村の合併が指定都市の移行を目指した合併であり、指定都市に移行して以降、組織あるいは定数の管理について取り組んできたわけですが、その中においても、当局とすると指定都市制度それ自体の課題というものもあるということの認識を示させていただいたということで、一項目一項目で、例えば当局のほうから今後の区再編に係る協議、これを一個一個やっていただきたいと、そこまでは思っておられません。そういう性格のものではなくて、当局のほうはこのように考えていると。委員の皆様はいろいろな御意見があろうかと思えます。今の太田委員の発言の中にもそう感じるところがあるのですけれども、そういう中で、私どもとすれば、今期新しい体制で住民投票の結果のことについても報告させていただきました。今後も資料要求があるとは思いますが、そういったものにも対応してまいりますという中で、行政区再編、これに関する議論をぜひとも進めていただきたいと。それに際しての当局の今の時点の認識、指定都市制度に関するものの認識の一端を少し触れさせていただいたということで、ここから何か委員会の中で、その行政区再編に関するものの議論をこういう方向でお願いしたいというものではございません。

○波多野亘委員 幾つか確認させてください。最初のページの選挙管理委員会の設置、これは法定必置ですね。同じように、(2) 戸籍、住民基本台帳事務で、市民の利便性を高めるために、大半の手続を居住地の区に限定しない取り扱いとありますが、これは法定ですか、それとも任意ですか。

○総務部長 まず基本的な話ですが、住民基本台帳の事務に関しては、区長を市長と読みかえるというふうな規定があります。ですから、法のつくりとすると、例えば中区の区長は中区の戸籍、住民票だけの仕事をやればよい、東区の住民票について中区で扱わなくてもよいというふうになっています。ただ、実際それはあり得ないということで、同じ市民で中区の人にしかサービスをやらないのはおかしい、利便性を高めるために中区長がほかの区の区長の仕事も代行するというので、基本的には全ての区の戸籍、住民票の仕事をできるということにしているということですから、まず限定的だということが法定で、それで法定の余りにも理不尽なところを直すために、こういうふうな形で相互にできるようにしているということです。

○波多野亘委員 次です。福祉事務所ですけれども、福祉事務所の数は区の数と一緒にというのが法定ですか。

○総務部長 福祉事務所の数も、設けなければならないというふうな規定はあります。最低1カ所で、あとの数については全く規定がございません。

○波多野亘委員 民生委員児童委員協議会の数も区ということですが、これも法定ですか、それとも任意ですか。

○企画調整部長 任意だと理解しています。

○波多野亘委員 保護司会はいかがですか。

○企画調整部長 保護司会も任意だと理解していますが、確認はさせていただきます。

○波多野亘委員 最後に、選挙管理委員会は区で法定必置なんですね。今後解決すべき主な課題というところで、法定必置の区選挙管理委員会がここに載せられているということは、政令指定都市への移行に伴う解決すべき課題ということは、区の数が増えたら選挙管理委員会は区の数で置かなければいけないわけですね。それを解決したいのか、数が多いということを解決したいのか、そこだけ確認させてください。

○企画調整部長 選挙管理委員会の事務は、今、波多野委員がおっしゃるように、法定の必置になりますので、認識とすれば、表題では全ての意味が込められていないかもしれませんが、数のことに課題があると認識しています。

それから、法定必置のことについて申し上げれば、例えば区役所の設置についても同様です。複数の区を設置しなければならないというのがありますけれども、それについても法令の改正が必要だという判断があって、例えば今年度、浜松市は浜松市の単独要望として総務省に法令の改正を要望しているというものもあります。

○波多野巨委員 きょうは確認だけにしておきます。次回議論させていただきます。

○岩田邦泰委員 ちょっと資料の請求みたいな話になってしまうのですが、市民の意見のところで、意見を聴く会等での代表的なものが書いてありますということですが、この市民の意見を聴く会のとときの質疑の内容を集約した資料はありましたか。

○高林修委員長 岩田委員、それはあります。

○岩田邦泰委員 ありますか。それは別途調べさせていただきます。

○高林修委員長 それは岩田委員が要求するというのでいいですね。委員会で要求するわけではなく、もともとある資料なので。

○岩田邦泰委員 私は5月から委員になっているものですから、その前に出ていたものであれば、新任の委員もいるので、もともとある資料として出していただくのがありがたいと思います。

○太田康隆委員 今も資料要求の話が出ました。当局からこういう指定都市移行に伴う今後解決すべき主な課題というような——これは議論の一つのきっかけみたいな表現もありましたけれども、私は市町村合併から全部見てきています。でも、乗り越えてきたはずの議論がまた復活して、またゼロから、知らないというだけで、私はそれを知りませんでしたとか、かかわっていなかったということだけで、またそれを乗り越えなければいけないという今のこの浜松市の状況を見て本当に疲れます。しかし、この前、住民投票をやったああいう結果が出たのだけれども、行政区のあり方、それから今後適正な状況も含めて議論をしていくということであれば、既に今まで出た資料でももう一度要求せざるを得ない。そして、議員全員がそれを読み込んで理解して、そして前へ進んでいかなければいけない事態だというふうに思いますので、少なくとも政令市になったときからこの議論はしているわけですが、私なりに整理して資料要求していきますので、よろしくお願いします。

○企画調整部長 追加資料の取り扱いは、先ほど委員長からお話があったように、正副委員長がその取り扱いを含めてということをおっしゃっていただいていますので、そういう形になるかと思いますが、同時に私どものほうも、今、太田委員がおっしゃっていたように、今までの議論の繰り返しではなくて、住民投票をしてその結果が出て、その結果を議会と市長において尊重して協議を進めていくということに向かいたいと思っていますので、ぜひともよろしくお願いいたしますとっております。

○太田康隆委員 もしそういうことであるならば、ここであえてこの資料6が、こういうでこぼこのある——我々も今までのことを議論してきたという前提に立って、今後、本当に解決していくべき課題の整理の仕方ではないというふうに私は思ったものですから申し上げました。

もし今まで議論してきたことを大前提にして、これは平成24年度に議論しました、平成25年度の市民意向調査でも乗り越えましたということが、そちらとしては全部資料があるはずなので、そういうことであるならば、それを踏み台にして新しい議論が展開できるような、もう一度課題の整理の仕方を考えて出し直してもらいたいというふうに思いますよ。これを前提にしていくのであれば、もう一回資料

要求しないといけないと私は素朴に感じました。先ほど波多野委員も指摘されたように、法令必置のものや任意のものも整理して乗り越えていかなければいけないような話になっていくのだとすると、そう思いますので、次回そこら辺も含めてもう一回議論になるのだらうと思いますが、資料要求する可能性もあるということで申し添えておきます。

○企画調整部長 先ほど申し上げたことの繰り返しの部分もございますし、太田委員のほうから指摘をいただいたように、本日の資料が今まで議論してきたことを、さもそれが未解決なものであって、それを何とかしなければいけないから今後議論しようという趣旨にとられるとすれば、私どもの資料のつくり方も反省しなければならぬというふうに思います。現時点で解決すべきというのは、浜松市において議会と長の協議によって解決し得ることもあれば、そうでないこともあるし、あるいは行政区の再編にとどまらず、きょうのお話の中にもあるように、今後の浜松市のサービス提供のあり方、都市の持続性のあり方等の議論というものの、その手法の一つとして行政区の再編というものの位置づけなりというような話も出てくると思いますので、今の太田委員の指摘に際しては、私どもとすれば反省すべきことは反省したいと思います。ただ、新しい議論ができる課題の整理ということになれば、それは正副委員長のほうでどう捉えていただけるのかというふうに判断したいと思っております。

○高林修委員長 それでは、先ほど岩田委員には大変申しわけなかったのですが、岩田委員のほうも資料要求ということで、繰り返しになりますが、正副委員長に取り扱いを一任していただくということで了解していただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、政令指定都市への移行に伴う今後解決すべき主な課題についても聞きおくことといたします。

次回については、まだ日程は決まっていますが、先ほど申し上げたように、本会議、決算審査特別委員会が終わった後になると思いますので、また御案内いたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:32